

K O B E パ ー ク リ ノ ベ ー シ ョ ン  
(神戸の未来を創造する身近な公園の再生計画)

平成30年2月

神戸市





## ～ 目 次 ～

はじめに .....	1
計画の位置づけと対象 .....	2
1 計画の位置づけ .....	2
2 計画の目標年次 .....	2
3 計画の対象 .....	3
4 計画の構成 .....	4
第1章 身近な公園の現況と課題 .....	5
1 公園をとりまく状況 .....	5
2 身近な公園の成果と課題 .....	8
第2章 神戸の公園のアイデンティティーと考え方の視点 .....	15
1 神戸の公園のアイデンティティー .....	15
2 考え方の視点 .....	16
第3章 K O B Eパークリノベーションの施策の展開 .....	22
1 新たな時代をみすえた計画 .....	23
2 地域の状況に応じた公園の配置 .....	29
3 市民に愛される公園の機能 .....	34
4 公園を使いこなす管理運営 .....	39
第4章 施策の進め方 .....	43
1 新たな指標の導入 .....	43
2 モデル事業の推進 .....	43
3 市民等との協働と進捗管理 .....	43
4 新たな事業・制度の活用 .....	43
第5章 施策を力強く推進するモデル事業 .....	44
第6章 「K O B Eパークリノベーション」の理解を深めるための広報と発信 .....	52

## はじめに

---

公園は、市民の日常生活に密接した重要なオープンスペースであり、特に住区基幹公園は気軽に利用できる身近な空間として市民の暮らしに貢献してきました。

これまで神戸市では「神戸市緑の基本計画（グリーンコウベ 21 プラン）」に基づき、公園の整備を推進してきた結果、身近な公園は公園数、1人当たり公園面積ともに他都市と比較しても高水準の整備状況に至っています。

一方で、少子高齢化の進行や市民の価値観の多様化などの社会情勢が変化する中で、より地域の状況に応じた公園の整備や管理運営が求められています。

国においても、平成 28 年 5 月に「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終報告書」が発表され、新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について今後の方向性が示されたことから、各都市でも市民のニーズに柔軟に対応する公園のあり方について模索する動きが進んでいます。

このような流れを受けて、神戸市では社会情勢の変化に対応した公園の機能・魅力の再生に計画的に取り組むため、平成 28 年 6 月に神戸市公園緑地審議会に「神戸の未来を創造する身近な公園のあり方について」を諮問し、平成 29 年 5 月に答申を受けました。

本計画は、この答申を踏まえ、神戸の未来を創造する身近な公園の再生を実現するための実行計画です。

注) 本計画では、身近な公園＝住区基幹公園 とします。
-----------------------------



### 3 計画の対象

計画の対象は、市民の生活に最も身近な公園である「住区基幹公園」とします。この計画では、住区基幹公園のことを「身近な公園」と呼びます。

#### 都市公園の種類

住区基幹公園	都市公園のうち市民の日常生活の範囲に対応し配置される比較的小規模な公園で、街区公園、近隣公園、地区公園のことです。
都市基幹公園	都市計画的にも、市民の意識の上でも、都市の全体像を形成する大規模な公園で、総合公園、運動公園のことです。

種類	種別	内容
住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 1km の範囲内で1箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。都市計画区域外の一定の町村における特定地区公園（カントリーパーク）は、面積 4ha 以上を標準とする。
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 10～50ha を標準として配置する。
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積 15～75ha を標準として配置する。
大規模公園	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1000ha を標準として配置する。
国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
緩衝緑地等	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。
	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1箇所あたり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。（都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む）
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10～20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

（住区基幹公園における誘致距離の数値表示は平成 15 年 3 月に廃止されているため、上記数値は参考値）

## 4 計画の構成

### 第1章 身近な公園の現況と課題

- (1) 公園をとりまく状況 (2) 身近な公園の成果と課題

### 第2章 神戸の公園のアイデンティティと考え方の視点

- 1 神戸の公園のアイデンティティ
- ・神戸の公園の原点は六甲山と東遊園地
  - ・都市の成長に伴い様々な機能が期待されるオープンスペースとして公園を整備
  - ・水害、戦災、震災からの復興の過程で街づくりに大きな役割を果たしてきた
  - ・市民との協働・参画による公園の整備・管理運営にも大きな特徴がある

#### 2 考え方の視点

1. 再生

2. 連携

3. 成長

4. 文化

5. 寛容

### 第3章 KOBEパークリノベーションの施策の展開

1 新たな時代を見すえた**計画**

2 地域の状況に応じた公園の**配置**

3 市民に愛される公園の**機能**

4 公園を使いこなす**管理運営**

### 第4章 施策の進め方

- (1) 新たな指標の導入  
(2) モデル事業の推進  
(3) 市民等との協働と進捗管理  
(4) 新たな事業・制度の活用

### 第5章 施策を力強く推進するモデル事業

「にぎわいのある公園づくり」  
「ストックを活用した公園づくり」  
「市民が主役の公園づくり」

### 第6章 「KOBEパークリノベーション」の理解を深めるための広報と発信

# 第1章 身近な公園の現況と課題

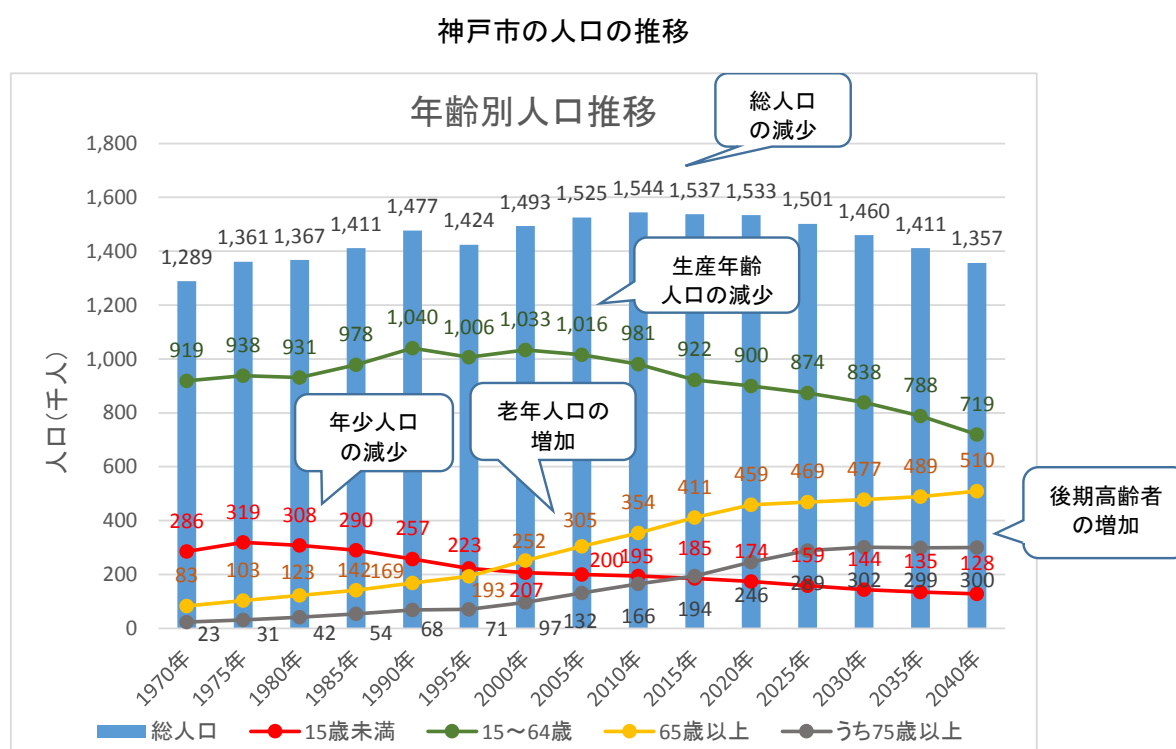
## 1 公園をとりまく状況

### (1) 社会情勢の変化

#### ① 少子高齢化、人口減少

我が国は、急激な高齢化の進行と晩婚化、出生数の減少により、人口減少社会に突入しています。全国の人口は2008年（平成20年）をピークに減少しており、神戸市の人口も2012年（平成24年）から減少傾向になっています。

こうした人口減少社会を見据え、国では、コンパクトなまちづくりを推進するために立地適正化計画の制度を創設しています。神戸市の都市公園においても、人口減少やまちの変化に応じた公園計画や配置の見直しが必要な時期に来ています。



2015年までは国勢調査、2020年以降は『日本の地域別将来推計人口（平成25年3月推計）』（国立社会保障・人口問題研究所）による。



## ②地球環境問題の顕在化

都市化の進行等によるヒートアイランド現象の発生や、温室効果ガス等の排出による地球温暖化の進行など、環境問題は今や地球規模での課題となっています。また、都市化に伴う緑地の減少により、生物の生息環境や生態系の変化、生物多様性の確保などが課題となっていて、水とみどりのオープンスペースである公園の果たす役割に期待が高まっています。

## ③ライフスタイルや価値観の多様化

市民の暮らし方や働き方、家族のあり方など、ライフスタイルや価値観は多様化してきています。一方、経済的な満足だけでなく、地域の歴史や伝統、または自然・文化といった側面の満足による、生活の質の充足への価値が高まっています。

ライフスタイルや価値観が変化する中で公園の利用方法やニーズも多様性を増していき、公園も多様なライフスタイルや価値観に対応して変化していくことが求められています。

## ④公共施設の老朽化

高度経済成長期以降、急激に整備された社会資本の老朽化が課題となっていて、「公共施設長寿命化計画」の策定が進められています。都市公園については、「公園施設の長寿命化計画」に基づき、施設の長寿命化と適切な更新等が進められてきています。

## ⑤財政的な制約

少子高齢化の進行、特に生産年齢人口の減少に伴い、市税収入が減少することが懸念されると共に、医療・福祉予算は増大していくことが予想されています。

公園の整備・管理費の財源確保も、今後益々厳しさを増していくことが予想される中、適切な公園整備や維持管理、運営を行っていく、公園経営の視点が必要になっています。

## (2) 国の政策や方針などの動き

こうした社会情勢の変化を受けて、国土交通省では、平成 28 年 5 月に「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」（新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終報告書）において、今後の都市公園のあり方について新たな方向性が示されています。

### ①新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会最終報告書 (H28 年 5 月 国土交通省)

#### 「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」

1. 重視すべき観点
  - ・ストック効果をより高める
  - ・民との連携を加速する
  - ・都市公園を一層柔軟に使いこなす
2. 新たなステージに向けた重点的な戦略
  - ・緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進
  - ・より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化
  - ・民との効果的な連携のための仕組みの充実

### ②都市公園法の見直し

上記の検討会の報告を受け、都市公園の再生・活性化を促すために、国土交通省では都市公園法をはじめ、関連する法律（都市緑地法、都市計画法、生産緑地法等）の改正を平成 29 年 6 月に行いました。

#### 《都市公園法の主な改正点》

- ・都市公園において保育所等の社会福祉施設の占有を可能とすること
- ・民間事業者による公共還元型の収益施設の設置管理制度の創設
- ・PFI 事業に係る公園施設の設置管理許可期間の延伸（10 年から 30 年に）
- ・公園運営に関する協議会の設置 等

#### 《都市緑地法の主な改正点》

- ・公園の不足地の解消のための民間主体による市民緑地の整備を促す制度の創設
- ・緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充
- ・緑の基本計画の記載事項に「都市公園の管理の方針」を追加 など

## 2 身近な公園の成果と課題

### (1) 上位計画の中での公園の役割

神戸市総合基本計画では、「新・神戸市基本構想（1993～2025）」に基づき、第5次神戸市基本計画で「神戸づくりの指針」を示し、これらを実現するための5か年の実行計画として「神戸2020 ビジョン」を策定しています。

また、神戸市緑の基本計画「グリーンコウベ21プラン」は、総合計画の考えかたを受けた緑の部門別計画として、身近な公園を含む緑全般の計画を定めています。

身近な公園については、これらの上位計画の他にも「神戸市環境基本計画」、「神戸市都市計画マスタープラン」、「神戸創生戦略（第2版）」などの関連計画とも連携し、求められる役割を果たしていくことが期待されています。

上位計画、関連計画において定められた、公園の果たすべき役割は、次のようなことからなります。

- 誰もが利用しやすい公園（ユニバーサルデザイン）
- 災害に対する都市の防災機能の向上
- 水と緑など自然環境を活かす
- 生物多様性の保全、ヒートアイランド対策
- 参画と協働の場
- 公園や道路などニュータウンの都市基盤を活かす
- にぎわいと活力をもたらす拠点公園を形成する

など

## (2) 身近な公園整備の経緯と成果

### ①神戸市の公園整備の経緯

神戸市はこれまで、時代の変化に応じてさまざまな公園の整備に取り組んできました。

1871年（明治3年）に日本初の西洋風公園として整備された東遊園地をはじめ、第2次世界大戦前までに20公園が整備されました。

戦後は、焦土となった神戸の戦災復興土地区画整理事業に伴い、磯上公園などの防災公園や河川緑地軸の公園整備が進められ、昭和30年代には公園数が100か所を越えました。

高度経済成長期には、ニュータウン開発に伴った公園整備が進められ、昭和40年代には200か所以上、昭和50年代には約500か所の公園が整備されています。

平成7年の阪神淡路大震災以降は、震災復興事業の中で多様な防災公園が整備されるとともに、市民との協働と参画を基本に、ワークショップによる公園計画づくりや美緑花ボランティア制度による公園の維持管理運営への市民参画を進めています。

そのほか、小学校との一体整備、歴史的建造物との一体整備、市街化調整区域での近隣公園整備（CCP田園コミュニティパーク）、アスリートタウン構想やベースボールパーク構想と連携した公園整備など、神戸市ならではの特色ある施策を展開し、身近な公園の整備を進めてきました。

【戦前からの公園】



東遊園地

【戦災復興でつくられた公園】



磯上公園

【ニュータウン開発等に伴いつくられた公園】



春日台公園

【震災復興でつくられた公園】

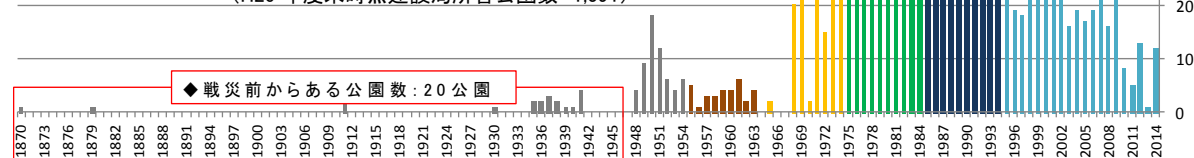


若松公園

【神戸市の公園の整備年次と経過年数】

年代	経過年数	公園数
昭和20年代(1954年)以前	60年以上	79
昭和30年代(1955～1964年)	50～60年	32
昭和40年代(1965～1974年)	40～50年	214
昭和50年代(1975～1984年)	30～40年	496
昭和60年代(1985～1994年)	20～30年	358
平成7年(1995年)以降	20年未満	412

(H26年度末時点建設局所管公園数 1,591)



## ②豊かな公園の整備水準

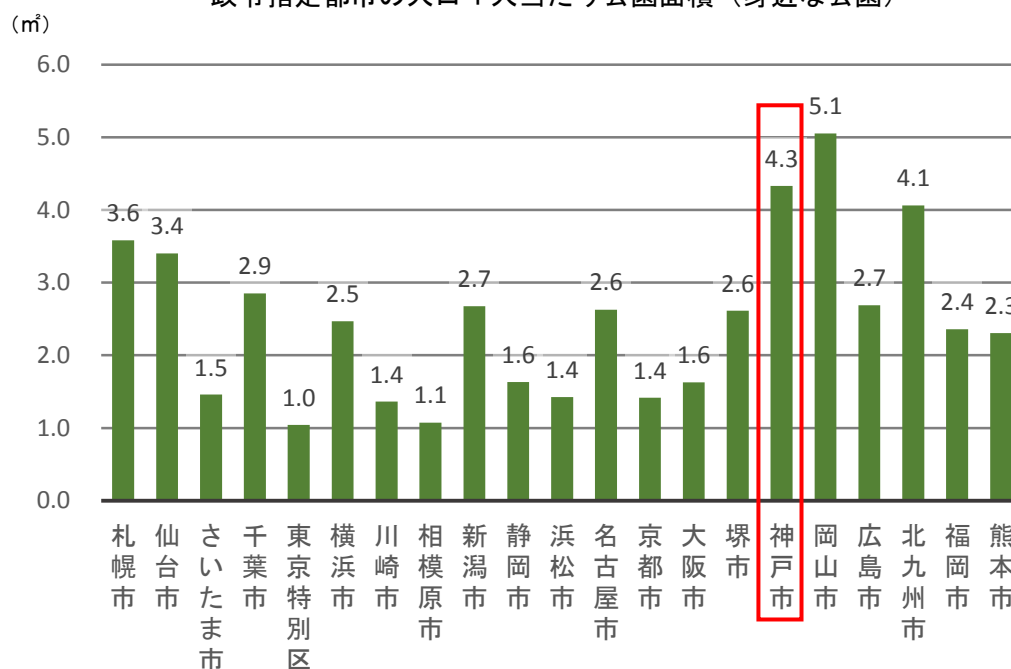
平成 27 年度末現在、公園数は 1,651 か所（うち身近な公園 1,477 か所）、神戸市の人口 1 人当たりの公園面積は 17.15 m<sup>2</sup>（うち身近な公園 4.33 m<sup>2</sup>）となっていて、他の政令指定都市と比較しても高い水準となっています。

神戸市の都市公園の整備状況

	身近な公園	その他の公園	神戸市の公園全体
公園数	1,477 か所	174 か所	1,651 か所
公園面積	666ha	1,971ha	2,637ha
人口 1 人当たりの公園面積	<u>4.33 m<sup>2</sup></u>		<u>17.15 m<sup>2</sup></u>

（平成 27 年度末）

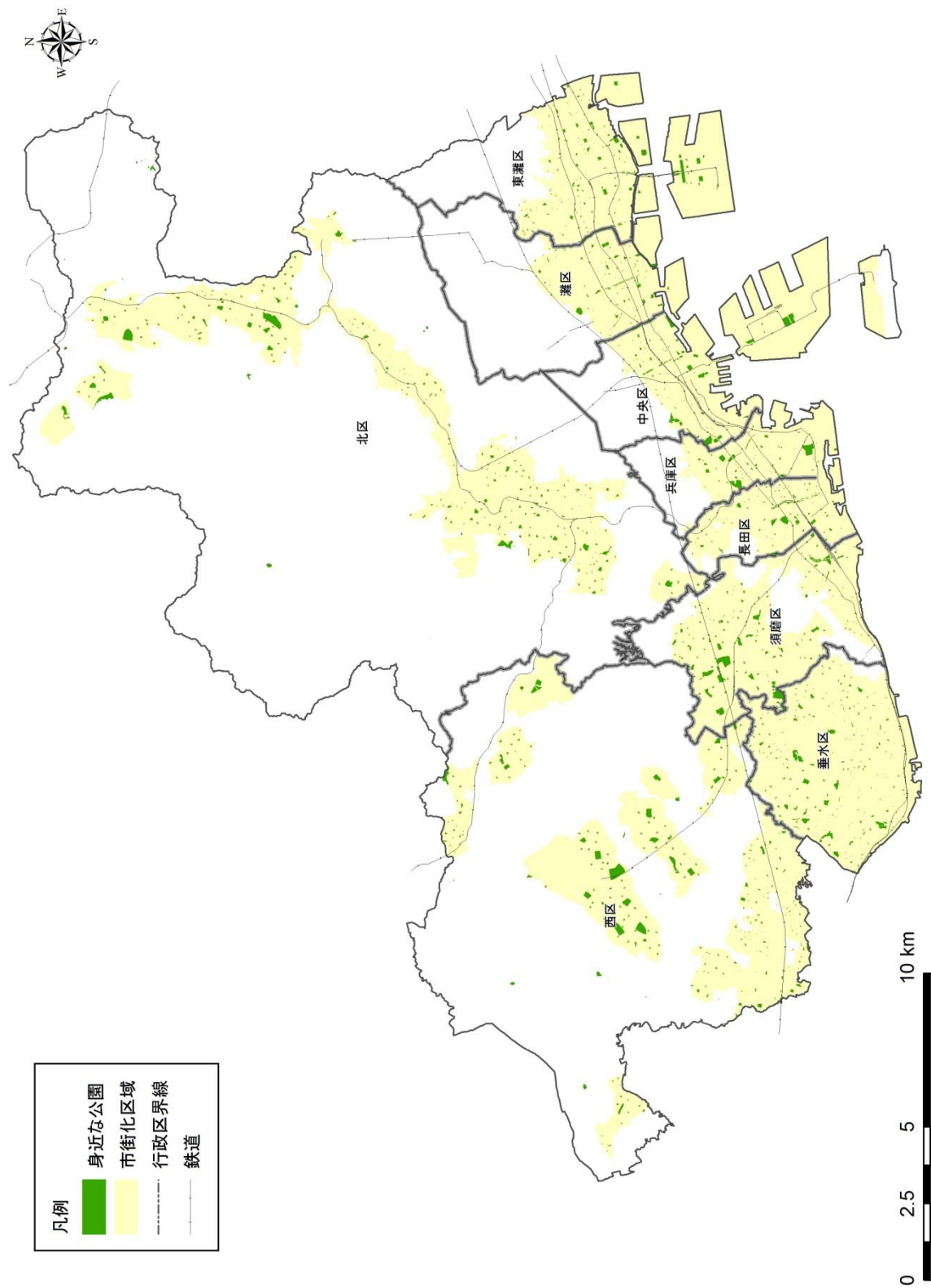
政令指定都市の人口 1 人当たり公園面積（身近な公園）



※神戸市の身近な公園の人口 1 人当たり面積は、政令市の中で、岡山市に次いで多くなっています。

（平成 27 年度末）

# 身近な公園の分布



### (3) 身近な公園の課題

#### ①公園整備に関する課題

##### <公園不足地への対応>

神戸市の身近な公園は全部で 1,477 か所あり、整備量は政令指定都市の中ではとても高い水準にあります。昔からの市街地など地域によっては、公園が十分に整備されているとはいえない場所があります。

##### <小規模な公園の増加>

民間事業者の住宅地開発によって整備される、1,000 m<sup>2</sup>以下の小規模な公園が増えています。地域の人々の生活に密接した公園ですが、面積が狭いため、使いにくかったり、利用が少なかったりする公園があります。

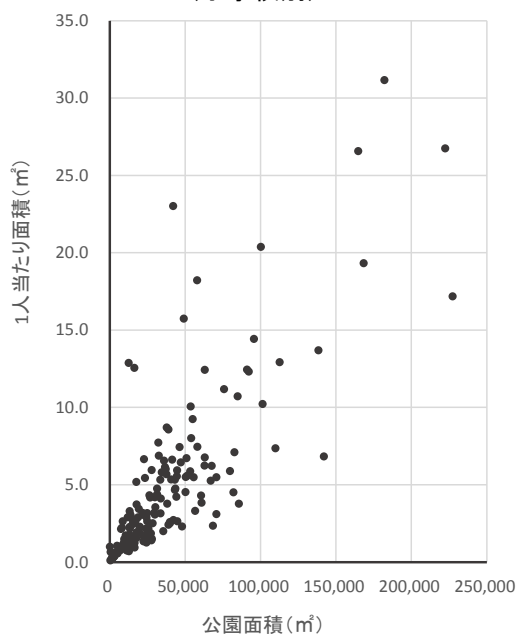
##### <都市再生への対応>

都心・三宮の再整備構想等の都市再生の動きや、人口減少時代に対応した都市再生の動きにあわせ、身近な公園についても見直していく必要があります。

身近な公園の整備状況 (区別)

	公園数	面積 (ha)	人口1人当たりの面積 (m <sup>2</sup> )
東灘区	162	53.5	2.50
灘区	79	31.8	2.34
中央区	65	49.6	3.67
兵庫区	69	33.5	3.13
北区	306	136.1	6.19
長田区	84	24.5	2.50
須磨区	156	86.6	5.33
垂水区	255	73.1	3.33
西区	301	177.7	7.23
神戸市全体	1,477	666.4	4.33

1人当たり公園面積及び公園面積  
(小学校別)



## ②施設や役割に関する課題

### <画一的な公園機能への対応>

高度経済成長期以降に整備された公園には、当時、子どもの人口が多かったこともあり、「3種の神器」と呼ばれるブランコや滑り台、砂場などの遊具が設置された公園が多く、近隣の公園で機能が重複していることがあります。

### <利用者の減少と地域ニーズの変化>

少子高齢化、人口減少を迎える中、利用する人が減っている公園があります。また、地域の人々の年齢構成、ライフスタイルの変化などに伴い、公園に対する地域の人々のニーズも変化しており、対応が必要となっています。

### <防災や防犯への対応>

公園は、安全・安心なまちづくりの重要な施設ですが、犯罪や斜面の崩壊など負の要素が生じているケースがあり、防犯や防災への配慮を強化することが必要になっています。

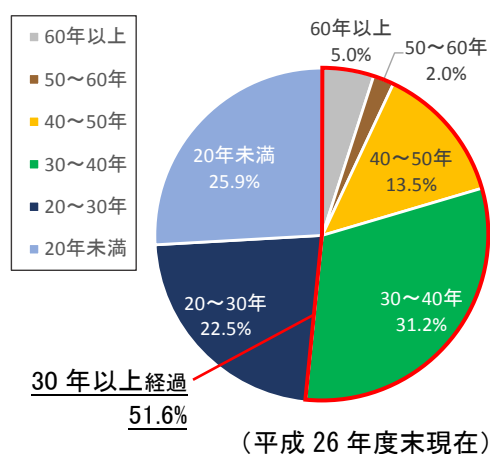
### <公園施設の老朽化>

神戸市の公園は戦前から整備が進み、高度経済成長期に重点的に整備が行われました。公園の過半数が整備から30年以上経過し、公園や施設の老朽化が進んできています。

公園遊具の3種の神器  
(ブランコ、滑り台、砂場)



整備後の経過年数別の公園の構成





### ③維持管理に関する課題

#### <維持管理の担い手の高齢化>

美緑花ボランティアをはじめ、市民との協働による公園の維持管理が行われていますが、高齢化や世代交代ができないことで、担い手が減ってきています。

#### <公園のにぎわいの不足とコミュニティ力の低下>

公園は、地域のイベントの場となるなど、まちなぎわいを創出させることが期待されていますが、公園の利用機会が減少することで、地域のコミュニティの活力が低下するなどの課題が生じています。

#### <維持管理費の増加>

身近な公園が既に 1,477 箇所ありますが、神戸市の厳しい財政状況において、公園量の拡大に伴う維持管理費の増大に対する予算が十分ではなく、維持管理の質の低下が懸念されます。

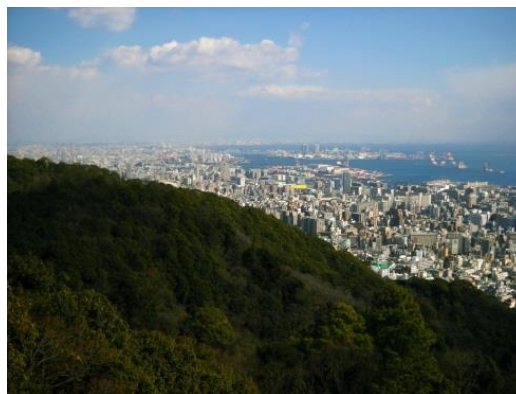
## 第2章 神戸の公園のアイデンティティと考え方の視点

### 1 神戸の公園のアイデンティティ

神戸の公園の原点は、豊かな自然とのふれあいやレクリエーションの場である六甲山と、外国人との交流や西洋のスポーツを我が国に初めてもたらした東遊園地にあります。そして、都市の成長に伴いさまざまな機能が期待されるオープンスペースとして公園が整備されてきました。

一方、神戸の街は度重なる水害、戦災による火災、阪神・淡路大震災を経験し、復興の街づくりに公園の整備が大きな役割を果たしてきました。

また、その過程において市民との協働と参画による公園の整備や管理運営が進められてきたことも大きな特徴となっています。



六甲山と神戸のまちなみ



東遊園地



市民との協働と参画

[提供：(公財)神戸市公園緑化協会]

## 2 考え方の視点

神戸の未来を創造する身近な公園の再生を実現するために、神戸の公園のアイデンティティーを大切にしながら、**再生、連携、成長、文化、寛容**の 5 つの視点から公園づくりに取り組みます。

<b>視点1</b> <b>再生</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・既存の公園・公園施設を活用する</li><li>・安全・安心を高め、地域再生につなげる</li><li>・ストック効果を向上させる</li></ul>
<b>視点2</b> <b>連携</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・市民と事業者と行政が協働する</li><li>・他分野・他業種とコラボレーションする</li><li>・複数公園をネットワーク化する</li></ul>
<b>視点3</b> <b>成長</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・社会の成長に寄与する</li><li>・人を育み成長させる</li><li>・自然の営みと共生する</li></ul>
<b>視点4</b> <b>文化</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・培われた歴史と心に残る原風景を大切にする</li><li>・ライフスタイルを充実させ社会性を高める</li><li>・地域コミュニティを形成する</li></ul>
<b>視点5</b> <b>寛容</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>・オープンスペースとしての自由性を活かす</li><li>・愛着を持った多様な価値観を実現する</li><li>・人が安らぎや心地よさを感じる</li></ul>

## 視点1 再生

### ① 既存の公園・公園施設を活用する

神戸市内には身近な公園が 1,477 か所あり、量的ストックは充実していることから既存のストックを資産と捉え活用していく。

### ② 安心・安心を高め、地域の再生につなげる

都市の縮退など新たな課題に対応するため、安心して利用できる安全な施設である身近な公園を地域の再生のために活用していく。

### ③ ストック効果を向上させる

身近な公園を再生させることで、地域に新たな価値を創造しストック効果を高めていく。



芝生化実験（東遊園地）



地域のにぎわい創出イベント  
（福井池公園「青木ふれあいフェスタ」）

## 視点2 連携

### ① 市民と事業者と行政が協働する

地域住民、民間事業者など公園に係わる様々な主体と行政が連携を深め、協働しながらそれぞれの役割を果たしていく。

### ② 他分野・他業種とコラボレーションする

地域社会が求める様々な機能を果たすため、公園以外の分野や業種の施設と連携することで公園の利用機能を高めていく。

### ③ 複数公園をネットワーク化する

公園が果たす役割や機能を個別の公園ごとに捉えるだけでなく、複数の公園をネットワークとして捉える。



民間事業者との連携  
(南池袋公園：東京都豊島区)



美緑花ボランティアの取組み  
(会下山公園)



## 視点3 成長

### ① 社会の成長に寄与する

公園が社会やニーズの変化に柔軟に対応することで、都市が持続可能な活力を維持し新陳代謝していく。

### ② 人を育み成長させる

公園での遊びなどが子供を育て成長させることはもとより、若者や子育て世代にとっても人と人がつながり成長する場となり街に活力をもたらす。

### ③ 自然の営みと共生する

水や緑の豊かな公園は、生き物の生息環境として都市の中の貴重な空間である。生態系を守り、人も自然の営みの中で共生していることを実感する。



環境学習イベント（西神中央公園）



もりづくり活動（みなとのもり公園）

## 視点4 文化

### ① 培われた歴史と心に残る原風景を大切にする

歴史遺産の公園や施設があり、公園によって地域の歴史が受け継がれている。また、幼いころに公園で見た景色や木々、遊んだ思い出は心に残る原風景となる可能性がある。

### ② ライフスタイルを充実させ社会性を高める

社会情勢が変化するなか、市民のライフスタイルも変化を続けており、公園も多様な利用者や利用形態に対応していく必要がある。また、公園は、多様な人たちが同じ空間を共有することで、感性やルールを学ぶ場となる。

### ③ 地域コミュニティを形成する

地域の風習や習慣などを伝えていく地域のお祭りなどは、公園で開催することでその歴史や文化を継承するとともに、地域のコミュニティ形成の重要な機会となる。



森のコンサート（神戸市立森林植物園）  
[提供：(公財)神戸市公園緑化協会]



阪神・淡路大震災1.17のつどい  
(東遊園地)

## 視点5 寛容

### ① オープンスペースとしての自由性を活かす

だれもが自由にいつでも利用できる、好きな使い方ができる自由な場所、という公園本来の役割を再認識し、自由な利用のしかたを包容する。

### ② 愛着を持った多様な価値観を実現する

公園を利用する様々な人たちは、多様な価値観を持っている。公園に親しみ、大切に思われるよう、価値観を実現させるための様々な使い方をしなやかに受け止める。

### ③ 人が安らぎや心地よさを感じる

公園は、ほっとする、落ち着く、安心できる、気持ちをリセットできる場所として、どんな人も受け入れる包容力のある空間である。



アウトドアライブラリー（東遊園地）



森林ヨガ（神戸市立森林植物園）  
[提供：(公財)神戸市公園緑化協会]



## 第3章 K O B E パークリノベーションの施策の展開

神戸の未来を創造する身近な公園の再生のため、前章で整理を行った考え方の視点に基づき、「計画」「配置」「機能」「マネジメント」という4つのカテゴリで、身近な公園にかかる施策を展開します。

### 計 画

#### <新たな時代を見すえた計画>

(これまで)  
震災復興や震災復興など、社会情勢に応じた公園整備を実施

→**少子高齢化など、変化し続ける社会情勢に対応した新たな時代の公園を計画する**

- ① 神戸らしい強みを活かした公園計画
- ② 緑のストックを活かした柔軟な計画づくり
- ③ まちのにぎわいを創出する核となる公園づくり

### 配 置

#### <地域の状況に応じた公園の配置>

(これまで)  
近隣住区理論に基づき、一律に配置

→**種別・広さにこだわらず有効に公園を配置する**

- ① 歩いていける身近な公園の確保
- ② 防災に資するオープンスペースの確保
- ③ 地域の実情に応じた公園の配置

### 機 能

#### <市民に愛される公園の機能>

(これまで)  
公園種別・面積に応じた標準モデルごとに同様の機能を配置

→**地域の需要に応じて必要とされる機能を発揮させる**

- ① 公園が持つ多様な機能を発揮させる
- ② 地域の特性に応じた機能の取捨選択
- ③ 多様な主体との連携による公園の機能向上

### マネジメント

#### <公園を使いこなす管理運営(マネジメント)>

(これまで)  
公園ごとに地域住民と行政が役割分担し維持管理を実施

→**公園を地域主体でマネジメントし、まちづくりとの連携も検討する**

- ① マネジメントの仕組みの構築
- ② マネジメントのルールづくり
- ③ 民間活力導入の推進

## 1 新たな時代をみすえた計画

神戸市では、これまで戦災復興、ニュータウン開発、震災復興などその時々<sup>1</sup>の社会の情勢に応じて公園の整備を進めてきました。量的な面から見れば、現在、市民 1 人当たり 17.15 m<sup>2</sup>（うち身近な公園 4.33 m<sup>2</sup>）の公園面積が確保されていて、他の政令指定都市と比較しても高い水準になっています。

ただし、少子高齢化、人口減少等、現在の都市が抱える様々な課題に対応するために、これまで「緑の創出」という取組みのひとつとして進められてきた都市公園の整備について、評価できる施策は大切にしながら、変化し続ける社会情勢に応じた新たな時代の都市公園の計画が必要となっています。

そこで、新たな時代の都市公園の計画として、以下の計画づくりに取り組みます。

- (1) 神戸らしい強みを活かした公園計画
- (2) 緑のストックを活かした柔軟な計画づくり
- (3) まちのにぎわいを創出する核となる公園づくり

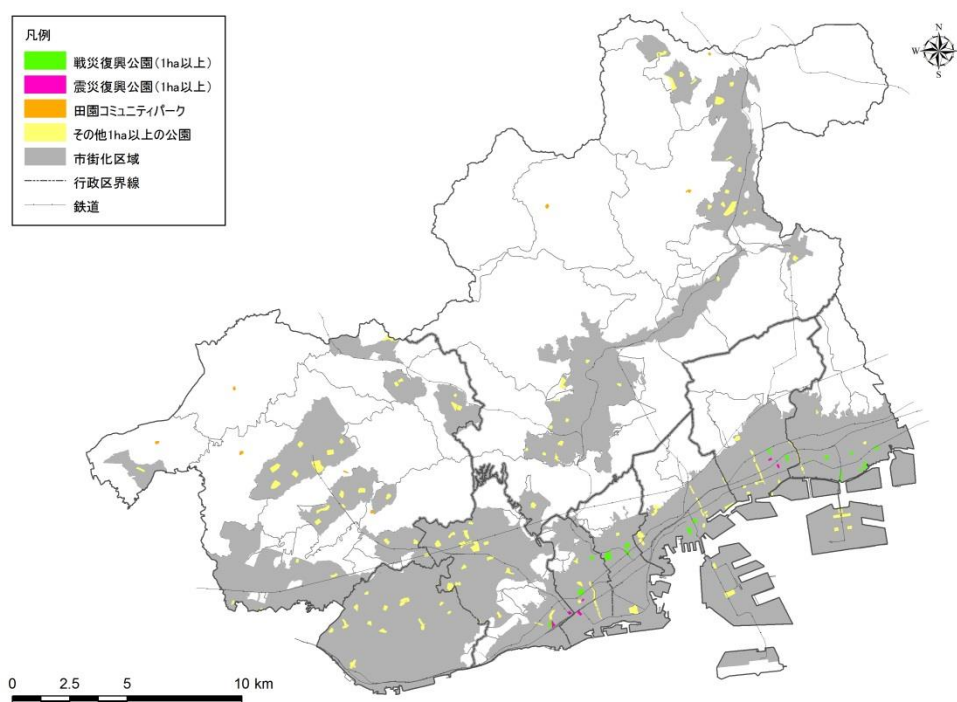
## (1) 神戸らしい強みを活かした公園計画

### ①防災機能の整備

公園は、地震発生時に周辺地区からの避難者を収容し、市街地火災等から避難者の生命を保護する避難場所として、また、集中豪雨発生時に雨水流出抑制による浸水被害の防止・軽減させる施設等として重要な役割を担っています。

神戸市では、これまで様々な災害に直面した経験から、防災公園の整備に積極的に取り組んできました。引き続き、都市を災害から守る防災公園の充実に取り組みます。

防災公園等の分布



#### 「戦災復興公園」

計画的な公園の配置とともに、王子公園・海浜公園などの大規模公園や、1haを越える面積を有する防災公園の創出、河川緑地軸の形成など、神戸市の公園の骨格が作られました。



磯上公園

#### 「震災復興公園」

阪神淡路大震災後の区画整理の中で、計画的な公園の配置や、1ha規模の面積を有する防災公園を確保することで、震災の教訓を生かした防災施設を有する公園が整備されました。



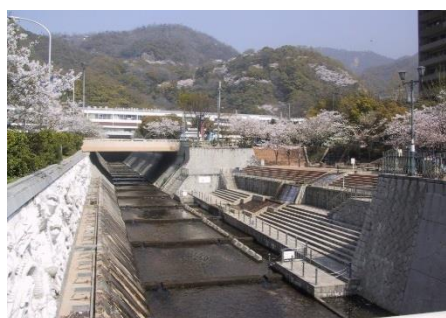
六甲道南公園

## ② 環境機能等の整備

神戸市では、旧市街地を流れ、六甲山から海までをつなぐ6河川を中心に、火災時の延焼防止や生活用水等への利水機能の確保、また、生物の生息空間、潤いのある街並み景観の形成を目指し、河川沿い公園の整備を進めてきました。今後も、水と緑のネットワークを形成する河川緑地軸の機能活用に向けた取組みを進めます。

- ・表六甲の主要6河川（住吉川、石屋川、都賀川、生田川、新湊川、妙法寺川）を中心に、公園と河川の一体的な空間の活用を推進します。
- ・水と緑のネットワークとして、自然環境を保全し、まちのシンボルとなる水辺の景観を形成します。
- ・災害時には、避難路、火災の延焼防止帯として緩衝緑地の役割を果たすことを目指します。

水と緑のネットワークイメージ



生田川



都賀川



### ③今後の神戸のまちづくりを見すえた公園計画

神戸市では、時代のニーズに合わせて、様々な施策を先進的に取り組んできました。今後も柔軟な考え方で神戸らしい施策を展開します。

また、神戸をより魅力的にするために新たに取組みが始まった都心・三宮の再整備などのプロジェクトや、現在進められている都市の未来を見すえた計画等と連携していきます。

#### ● 小学校との一体整備



高倉台公園、若宮公園 等

#### ● 歴史的建造物との一体整備



相楽園、北野町東公園 等

[提供：(公財)神戸市公園緑化協会]

#### ● 市街化調整区域での公園整備（CCP：田園コミュニティパーク）



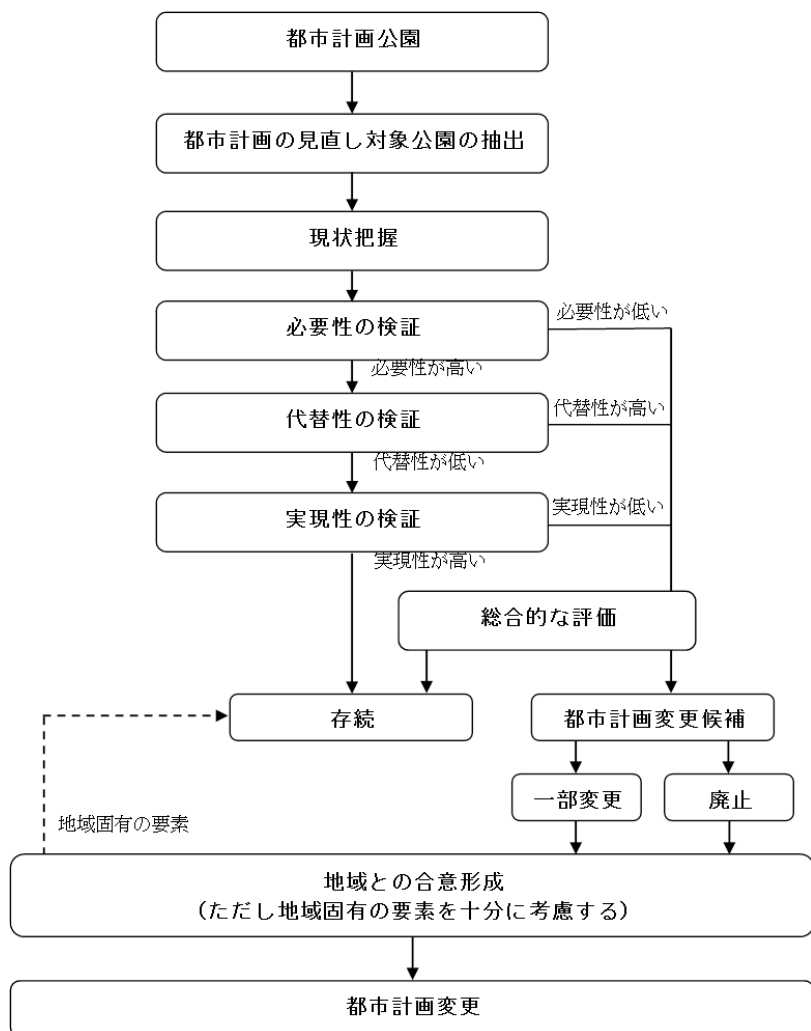
櫛谷町公園、八多町公園 等

## (2) 緑のストックを活かした柔軟な計画づくり

### ①公園の都市計画の見直し

さまざまな事情により、都市計画決定後も整備が実施されていない「長期未整備公園」は、長期間にわたり、私権を制限しているなどの問題があります。これらの公園について、必要性、代替性などを検証した上で、都市計画決定の変更手続きを進めます。

都市計画公園の見直しの流れ



### ②都市の魅力向上のためのストック活用

全国の政令指定都市と比べても豊かな本市の公園資源を活かし、その中身を再編したり、それぞれを連携させたりすることで、市民が使いやすい公園の体系を作り上げていきます。

### ③新たな公園のカテゴリライズによる緑全体の計画の展開

街区公園や近隣公園など公園の種別にこだわらずに、新たなカテゴリライズでとらえ、施策の実施にあたっての優先順位づけや重点化などにつなげながら、より市民に見える効果的な事業の推進につなげます。

### (3) まちのにぎわいを創出する核となる公園づくり

公園の規模や種別にかかわらず、まちのにぎわいを創出する公園を「拠点公園」に位置づけ、まちづくりの拠点となる公園として再生し、新たな公園マネジメントの先導的事例として重点的に取り組みます。

#### 拠点公園のイメージ

- 駅や区役所に近い等の人が集まる「にぎわい拠点」
- 区民まつりやスポーツ大会等の地域の「交流拠点」
- 観光地の公園等の「シンボル拠点」



イベントや収益事業などにぎわいづくりが行われるにぎわい拠点（東遊園地）



地域の人々の交流の場となる交流拠点（みなとのもり公園）

## 2 地域の状況に応じた公園の配置

従来、身近な公園の整備では、「近隣住区理論」と呼ばれる都市計画の考え方に基づき、均質的に公園を配置し、公園の種別や面積に応じて誘致圏（利用の範囲）や公園の機能等が充足するよう整備してきました。

しかし、社会情勢の変化により、まちの成熟度や人口構成など地域の多様な状況に応じて、公園の種別や面積にこだわらず、有効に公園を配置することが必要となっています。

そこで、地域の状況に応じた配置を進めるため、次の施策に取り組みます。

- (1) 歩いていける身近な公園の確保
- (2) 防災に資するオープンスペースの確保
- (3) 地域の実情に応じた公園の配置



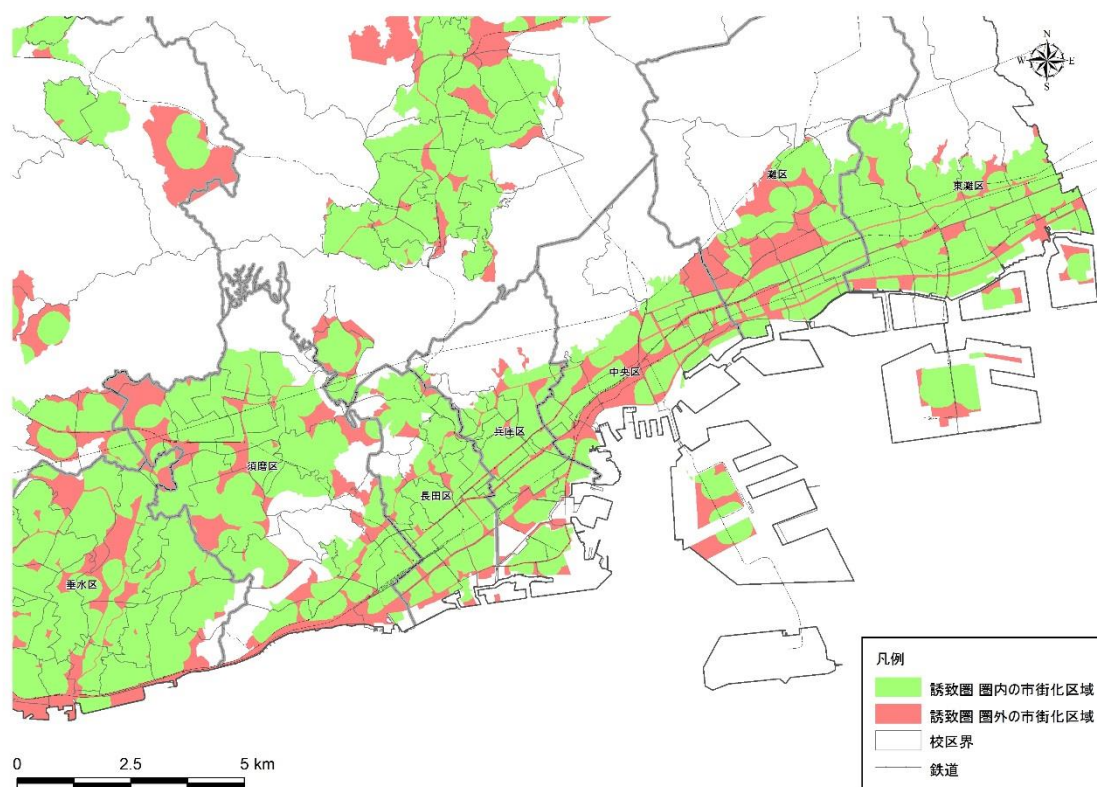
## (1) 歩いていける身近な公園の確保

### ① 公園面積の大小にかかわらず、歩いていける公園の確保

- ・市民にとって、身近な公園として利用され、必要な空間となるためには、公園種別や公園面積にかかわらず、歩いていける場所に公園があることが必要です。
- ・公園面積の大小にかかわらず、歩いていける範囲(※)に公園の機能を配置し充足させていくことを目指します。

※ 歩いていける範囲を公園から 250m (ゆっくり歩いて 5 分の距離) とし、「誘致圏」と呼びます。

誘致圏による市街化区域のカバー状況 (表六甲拡大)



### ② 民有地等の緑の活用

現状では、歩いていける範囲の公園を都市公園だけで充足させることが難しい場合も予想されます。

このような場合は、都市公園に限らず、市民公園や団地内のプレイロット、規模の大きな公開空地等、様々なオープンスペースも公園に準じる施設として考えていくなど、柔軟な考え方で、歩いていける公園・緑地を充足させることに努めます。

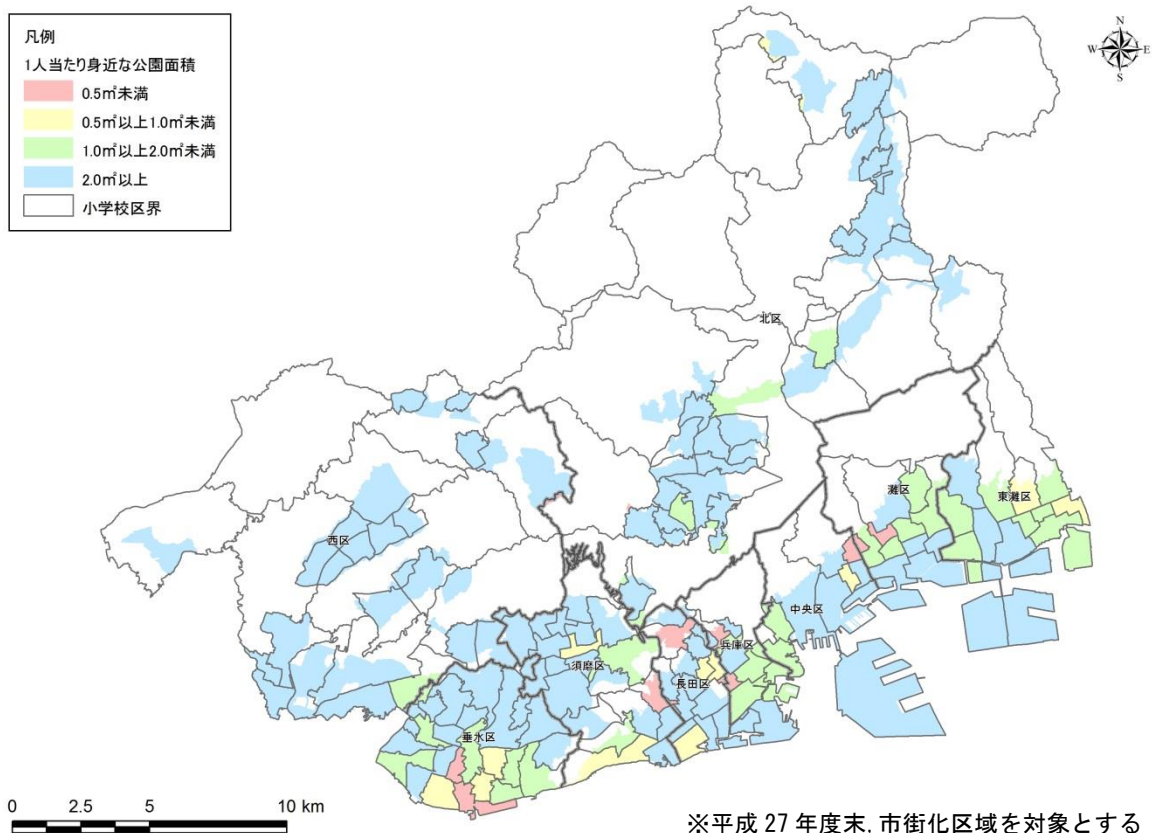
## (2) 防災に資するオープンスペースの確保

身近な公園は、大規模災害発生時の一時的な避難場所に位置づけられるなど、市民の暮らしを支える重要な都市の基盤施設であり、どの地域においても最低限の面積を確保することが重要です。防災に資するオープンスペースとして、地域人口に対し、1人当たり1㎡以上の面積確保をめざします。

### 1人当たり公園面積の目安の考え方

- ・神戸市の公園は、発災直後の一時的な避難場所のほか、大規模なものは緊急避難場所に位置づけられています。
- ・防災上必要な避難場所の面積として、神戸市地域防災計画では、1人当たり1㎡以上としています。
- ・身近な公園においても、地域人口に対し1人当たり1㎡以上の面積確保を目指します。

### 1人当たり身近な公園面積（小学校区単位）



### (3) 地域の実情に応じた公園の配置

公園の配置については、地域コミュニティの範囲である「公園区」を地域の単位として、公園区内の複数の公園を一体的にとらえ、まちづくりの目標に向け、地域の状況に応じた手法で、身近な公園の再生に取り組みます。

#### ①公園区の設定

防災に資する1人当たり公園面積の確保状況などを図る尺度として、「公園区」を設定します。

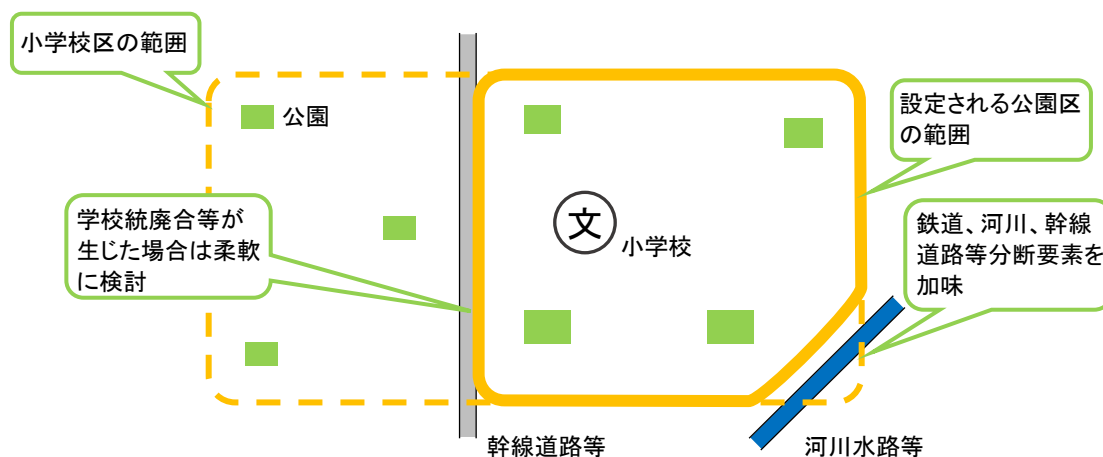
##### ■公園区とは

「公園区」は、今後の公園づくりの施策を進めていくために、神戸市のさまざまな地域施策の基本となっている小学校区をベースとした、歩いて行けるコミュニティの単位とします。

##### ■公園区の考え方

- 公園区は、原則、市街化区域に定めるものとします。
- 小学校区を基本としながら、幹線道路、河川などの分断要素等を考慮して定めます。

公園区の設定イメージ

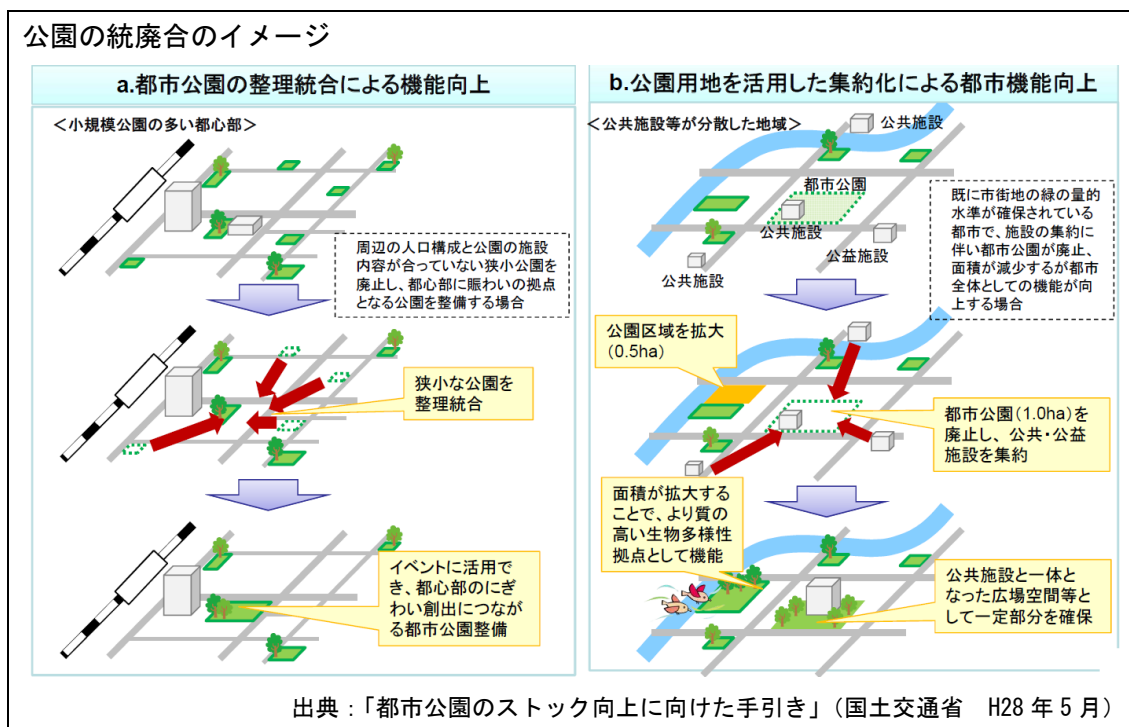


## ②公園区を基本とした公園の配置や統廃合の検討

公園の配置については、公園区単位で検討することを基本としますが、地区の状況、公園区内の既存公園の状況、環境面での連続性など、まちづくりの目標や地域の状況に応じて、柔軟な地域設定を行います。

また、配置の検討にあたっては、1人当たり公園面積や歩いて行ける誘致圏の分布状況に加え、地域ニーズや公園の利用状況などに配慮しながら検討します。

- ・ 既存公園の利用状況、地域ニーズなどを踏まえ、機能の再編・再整備を進めます。
- ・ 公園区における公共施設整備、小学校の統廃合など、関連する事業とも連携しながら再編に取り組みます。



## ③ オールドニュータウンの再編・団地のリノベーション等との連携

- ・ オールドニュータウンの再編や団地のリノベーション等、まちの再編に関する事業と連携しながら、公園の再編・再整備についての取組みを進めます。
- ・ 人口減少に伴い、今後増加することが予想される空き地・空き家についても、地域コミュニティの実情に応じて、まちの再生につながるオープンスペースとして身近な公園の配置を検討します。

### 3 市民に愛される公園の機能

これまでは、公園種別や面積に応じた標準モデルごとに同様の機能を配置してきたため、同様の機能を持った公園が多数整備され、公園ごとの魅力が欠如している場合や、地域のニーズに合致しないなど、課題を抱える公園が目立ってきています。

今後は、身近な公園が持つ機能を市民に広く知ってもらおうと共に、地域の状況に応じた機能の見直しや、福祉等の多様なニーズとの連携による公園の機能向上等により、地域や市民に愛される公園を目指すことが必要です。

そのほか、公園は朝、昼、夕方などの1日の中の時間帯や四季など1年の時間の中で、利用者層や利用のしかたなどが変化することも特徴です。時間軸を考慮しながら、公園の機能配置について検討することも重要になります。

- (1) 公園が持つ多様な機能を発揮させる
- (2) 地域の特性に応じた機能の取捨選択
- (3) 多様な主体との連携による公園の機能向上

## (1) 公園がもつ多様な機能を発揮させる

### ① 身近な公園がもつ機能

身近な公園がもつ機能には、下の表のように、多様なものがあります。公園が様々な機能をもっていることを、広く市民に周知していくことで、地域に愛される公園づくりや市民が主役となる公園の活用を推進する必要があります。

#### ◆身近な公園がもつ機能

基盤機能	公園が <u>公的なオープンスペースとして存在することで発揮されます</u>
活用機能	公園を <u>さまざまな用途で利用することで発揮されます</u>
展開機能	公園を <u>さまざまな取組みの場として提供することで発揮され、その効果が公園内に限らず周辺地域に展開されていきます</u>

機能		概要
基盤機能	防災	防災活動拠点、一時避難地、延焼防止、土砂災害の緩和 など
	景観	まちなみ形成 など
	環境	自然環境の保全、都市環境保全、生物多様性保全 など
活用機能	散策・休憩	散策、公園への立寄り・休息、自然に親しむ など
	子育て	乳幼児を遊ばせる など
	遊び	子どもが遊ぶ など
	健康	健康づくり など
	スポーツ	スポーツを楽しむ など
展開機能	にぎわい	イベント開催、サービスの提供 など
	交流	利用者間交流、多様な交流の創出 など
	観光	観光地、観光の際の拠点 など
	資産形成	周辺への経済効果 など
	歴史・文化	史跡、文化財等の保護、歴史的な景観の伝承 など

## ② 身近な公園の機能の充実

身近な公園は、多様な機能をもっています。その中で、公園として、神戸市の目指す「若者に選ばれるまちづくり」、「住み続けたいくなるまちづくり」に寄与するため、施策の意図を明確にしながら、機能の充実を図ります。

- ・安全で安心して遊ばせることのできる、子どもの遊び場を充実させます。
- ・居心地よく、長時間居たくなるよう、公園施設を高品質化させます。
- ・雨水等の保水力・浸透力を高めることで防災機能を強化するとともに、環境にも貢献するエコロジカルな機能に配慮します。



## (2) 地域の特性に応じた機能の取捨選択

身近な公園には、面積の狭い公園が多く存在しています。そうした公園では、一つの公園で、身近な公園に求められる多様な機能を全て備えることは困難です。

そのため、地域に必要な機能を取捨選択する、いくつかの公園で機能を分担しあうなど、地域に必要な機能を公園区単位で備えられるよう検討していきます。

### ① 機能特化と機能分担

狭い公園にさまざまな機能が詰め込まれているような場合は、その地域の状況や公園の特性に配慮しながら、必要な機能を絞り、機能一つ一つを充実させることで公園の機能特化を図ります。

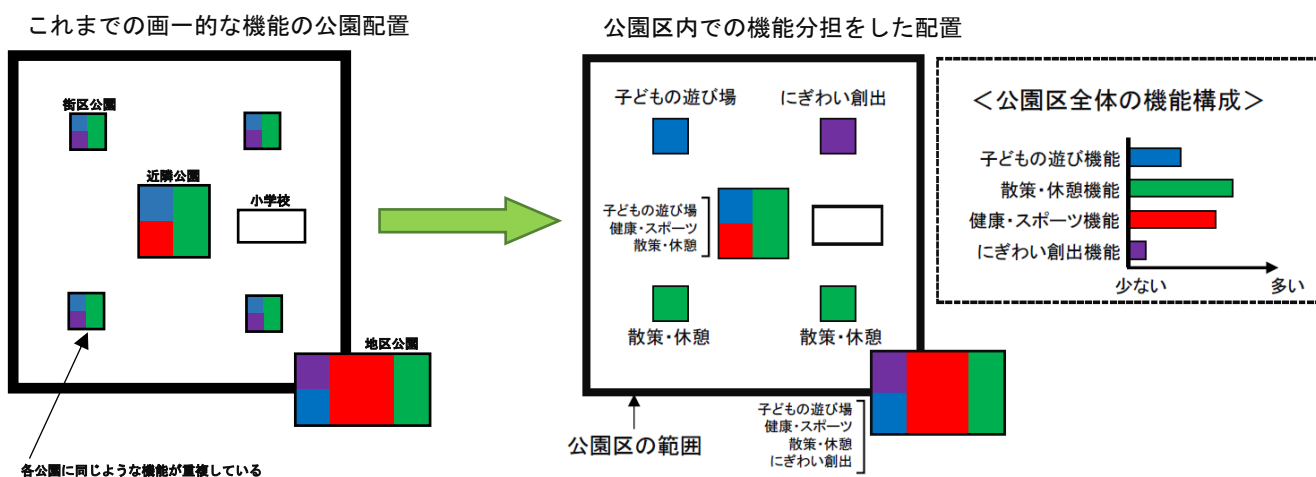
その際、機能を絞ることにより、地域に必要な機能が損なわれることがないように、近くにある他の公園でその機能を補うなど、複数の公園によって機能分担します。

さらに、公園同士をネットワーク状に連携して利用できるようにすることで、地域のニーズに応じた公園として有効活用します。

### ② 公園施設の簡素化

近くにある公園同士で機能が重複し、その機能が地域のニーズとあっていない場合や再整備を行っても活用が見込まれない公園については、施設を撤去したり、規模を小さくしたりする簡素化を行い、効率的で効果的な施設整備・管理を目指します。

#### <公園区内での機能分担のイメージ>





### (3) 多様な主体との連携による公園の機能向上

#### ①多様な施設の柔軟な受入れ

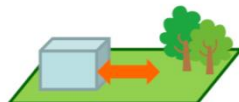




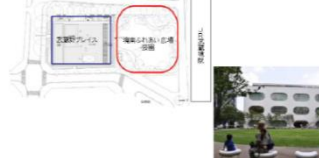
これまでは、都市公園法の公園施設の位置づけができるものを、公園内に受け入れてきました。今後は、公園機能の向上につながることを前提として、教育、福祉、観光、農業等の他分野との連携や保育所等に代表されるような他分野の施設の柔軟な受け入れを検討します。

#### ②公園と周辺施設との連携強化

公園の機能を一層充実させるには、公園単体での機能整備や運営の改善だけではなく、公園に隣接する公共施設、都市施設など周辺施設との連続性を強めることが重要となります。

そのため、公園の開放性を高め、学校や地域福祉センターなどの施設との連続性を高める機能整備について検討します。

多様な施設の柔軟な受入れや周辺施設との連携強化のイメージ

ア.都市公園の中に施設を設置	イ.隣接施設との一体的整備	ウ.隣接施設との一体的な整備・管理
<p>都市公園の中に施設を設置し連携による管理運営のイメージ</p> 	<p>都市公園に隣接する施設との一体的な利用を想定した公園整備のイメージ</p> 	<p>都市公園に隣接する施設と一体的に整備し、同一主体による管理運営のイメージ</p>  <p>隣接施設と公園の管理運営事業者が同一</p>
<p><b>【事例】千秋が原南公園(長岡市)</b></p> <p>●全天候型屋根付き施設と地域子育て支援拠点を公園整備に併せて一体的に整備し管理運営することで、冬期や悪天候時でも利用可能となり、子育て支援機能が向上。</p> 	<p><b>【事例】東四郎丸公園(仙台市)</b></p> <p>●隣接する児童館から直接アクセスして利用できるようフェンス等を設けず一体的に整備することで、児童館の屋外空間として利活用が進み、子育て支援機能が向上。</p> 	<p><b>【事例】境南ふれあい広場公園(武蔵野市)</b></p> <p>●隣接する文化・交流施設と一体的に整備し、文化・交流施設と公園の指定管理者が同一であることで、双方の施設を活用した多彩なイベント開催が可能となり、魅力が向上。</p> 

出典：「都市公園のストック向上に向けた手引き」(国土交通省 H28年5月)

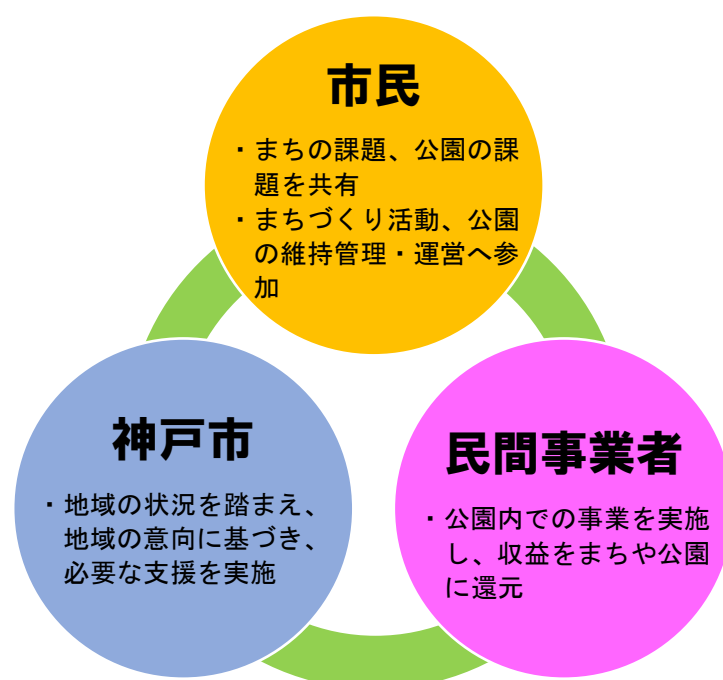
## 4 公園を使いこなす管理運営

これまで、市民参加のワークショップによる公園づくりや美緑花ボランティアによる公園の維持管理など、地域住民と行政との役割分担のもと、公園づくりや維持管理を行ってきました。

今後、より一層公園が使いこなされるようになるには、これまで行ってきた市民との協働の取組みを継続しながら、まちづくりと一体となり、地域が公園をより身近な存在として利用できる仕組みづくりが重要です。また、民間事業者の参画を検討し、より効率的なマネジメントを推進していきます。

- (1) マネジメントの仕組みの構築
- (2) マネジメントのルールづくり
- (3) 民間活力導入の推進

<公園とまち、複数の公園とまちを一体的にマネジメントするための役割分担（例）>



## (1) マネジメントの仕組みの構築

### ① 多様な市民が参画しやすい環境づくり

これまで、美緑花ボランティアによる維持管理活動を中心に、公園での市民参画を進めてきました。しかし、組織の高齢化による参加者の減少や維持管理作業などの負担が課題になっています。

今後は、これまでの市民参画の実績を踏まえながら、若者など多様な世代、NPO等の各種の団体など様々な市民が参画しやすい環境をつくることに取り組みます。

#### <市民参画の推進方法(例)>

- ・美緑花ボランティアによる維持管理作業の継続、地域のイベントなどへの公園の活用の継続
- ・ボランティア制度の拡充（テーマ型組織、維持管理以外の運営に関わる活動の受入れ等）
- ・ゆるやかなつながりで、柔軟に参加できるしくみづくり（活動内容・時間に柔軟性を持たせ、多様な参加を促す）

### ② 市民と行政をつなぐ人材の活用

多様な市民の参画を促すために、ファシリテーター等の中間支援技術者や、テーマ性をもったプレーリーダーなど、他部局とも連携しながら、各公園に応じた人材の活用を推進します。

## (2) マネジメントのルールづくり

### ①公園のローカルルールの検討

身近な公園は、地域の共有の財産であり、地域が愛着を持って公園を管理運営していくことが重要です。そのために、公園の利用について、地域が主体的に関わっていく取組みを進めていきます。

#### ■ 公園のローカルルールとは

都市公園法において定められた公園に関する規則は、一般的な事柄にとどまっています。公園ごと、公園区ごとでの使い方、決まり事に関する公園の「ローカルルール」を定めることにより、地域の状況やニーズに対応した公園活用を行いやすくなります。

#### ■ ローカルルールの定め方

- ローカルルールの作成には、地域の人々が主体的に関わっていくことが重要です。
- ローカルルールは、地域の人々の合意を得ながら作成するものになります。作成したルールは、地域の人々が中心となって運用することが望まれます。
- 神戸市は、こうした地域の主体性を尊重しながら、ルールの作成・運用の中で、助言などの必要とされる支援を行います。

#### <公園のローカルルール（例）>

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・グラウンドの利用時間や使い方などのルール</li><li>・広場の占有利用や教室の開催などの利用調整</li><li>・楽器の練習やコンサートなど音の出る行為の取扱い</li><li>・公園でのイベントや地域の行事における公園利用のルール など</li></ul> |
|---|

## ②エリアマネジメントへの展開

公園を含めた地域全体のマネジメントを考慮することで、より地域の実情に応じた管理運営が可能になるとともに、環境や街並み景観の向上、資産価値やブランド力の形成、安全・安心な地域づくり等、エリアにおけるまちづくりの効果を高める取組みを展開します。

### <エリアマネジメントへの展開（例）>

- ・公園と道路や河川、公共施設、民間施設等が連携した管理運営の検討
- ・公園とまちの一体的なマネジメントの実施

## （3）民間活力導入の推進

民間事業者が、公園内でカフェやレストランなど収益事業を実施することで、公園利用者へのサービス向上につながる場合があります。また、そうした収益を公園づくりに還元してもらうことも期待できます。

- ・民間活力の導入方法としては、カフェなど収益事業以外にも、ネーミングライツ、広告、寄付、PFI、エリアマネジメント等の手法が想定されます。
- ・身近な公園への指定管理者制度の導入等、民間事業者等の参画を促すことを検討します。

### <民間活力導入の方法（例）>

- ・エリアマネジメントによるまちと一体となった公園の運営
- ・PFI 事業による公園施設の設置管理
- ・設置管理許可による収益事業（カフェ等）の実施
- ・集客イベント、有料プログラム等の実施
- ・指定管理者制度の活用

## 第4章 施策の進め方

---

### 1 新たな指標の導入

これまで、標準的な公園整備や緑豊かな環境を実現するための指標として、1人当たりの公園面積、緑被率といった指標が使われてきました。今後、神戸の未来を創造する身近な公園の再生を実現するために、公園の価値や緑の役割などを客観的に表す新たな指標の導入を検討します。

<新たな指標（例）>地域や公園の目標にあった指標

- ・公園区単位の整備水準：1人当たり1㎡のシビルミニマムの公園面積の確保  
歩いて行ける公園誘致圏250mのカバー率の向上
- ・使いこなしの定量的評価：利用者数、利用者満足度、公園愛着度
- ・市民協働：美緑花ボランティア等の管理運営団体の参加者数・活動回数
- ・周辺施設との連携：学校、図書館等の公共施設との一体的な利用の有無

### 2 モデル事業の推進

新たな指標を達成するための取組みとして、重要な施策を実現するためのモデル事業を立ち上げ、行政資源の重点配分による効果的な事業推進を図ります。

その中で、特に市民への情報発信の効果が高い事業をリーディングプロジェクトとして先行的に行い、スピード感のある取組みを行います。

### 3 市民等との協働と進捗管理

本計画の推進には、市民との協働の取組みが不可欠であり、積極的に市民等と情報を共有するとともに、利用実態調査等の手法を使って地域のニーズや利用状況を把握しながら、PDCAサイクルに基づく事業の進捗管理を行います。

### 4 新たな事業・制度の活用

都市公園ストック再編事業など国の新しい施策を有効に活用しながら、身近な公園のリノベーションを進めます。また、兵庫県や他の都市での取組みを踏まえながら、神戸市ならではの新たな仕組みを検討します。

## 第5章 施策を力強く推進するモデル事業

新たな指標を達成するための取組みとして、重要な施策を実現するためのモデル事業を立ち上げ、特に市民への情報発信の効果が高い事業をリーディングプロジェクトとして先行的に行い、スピード感を持って事業の推進を図ります。

モデル事業として、次の事業を計画しています。

### にぎわいのある公園づくり

駅前など人の集まる公園や地域のイベント利用など、まちづくりの核となる公園を拠点公園と位置づけ、先導的事例として再生に取り組み、子どもや子育て世代など幅広い年代でにぎわう公園とします。

- 拠点公園の利用に合わせた再整備を行います
- 新たなマネジメントの仕組みづくりを行います

### ストックを活用した公園づくり

公園区を基本単位として、地域の社会状況やニーズに応じた公園の機能や配置・計画を見直します。

- 地域の特性に応じた公園機能の充実や簡素化などに取り組みます
- まちづくりに関連する事業と連携しながら公園配置の再編に取り組みます
- 都市計画決定から長期にわたり未整備となっている公園について都市計画決定の見直しを行います

### 市民が主役の公園づくり

身近な公園は地域の共有の財産です。地域の人々が主体となり、身近な公園をより使いやすくするために子どもの自由な遊びなどを考える「公園のローカルルールづくり」や、周辺施設との連携など公園とまちが一体となった管理運営に取り組みます。

- 地域の人々が主体となった、公園ローカルルールづくりの取組みを進めます
- 公園周辺の公共施設と連携を高めるとともに、周辺環境やニーズに合わせた民間活力の導入なども検討します



## にぎわいのある公園づくり

駅前など人の集まる公園や地域のイベント利用があるなど、まちづくりの核となる公園を拠点公園と位置づけ、先導的事例として再生に取り組み、子どもや子育て世代など幅広い年代でにぎわう公園とします。

- 1) 拠点公園の利用に合わせた再整備
- 2) 新たなマネジメントの仕組みづくり

### ○ 拠点公園の機能

広く周辺地域に展開機能（にぎわい、交流、観光など）を発揮する公園を拠点公園として位置づけます。

#### <にぎわい拠点>

駅や区役所に近い場所にあるなど、多くの人が集まる公園で、イベント等もあわせて展開し、地域のにぎわいの拠点となる公園



#### <交流拠点>

区民まつりやスポーツ大会など地域の大きな行催事等を開催するなど、地域の人々のふれあいや交流の拠点となる公園



#### <シンボル拠点>

観光地の歴史や文化に寄り添い、その地を訪れた人の憩いやレクリエーションの場となるシンボル拠点としての公園



### 1) 拠点公園の利用に合わせた再整備

#### 事業目標：5公園着手（～2020年）

全市的な配置を意識しながら、行政区ごとに1～2か所ずつの拠点公園において、各公園の利用状況や周辺環境に合わせた再整備を行い、子どもにとって魅力的な遊び場づくりや市民の健康づくりのサポートなど、公園機能の向上や転換を図ります。

### 2) 新たなマネジメントの仕組みづくり

#### 事業目標：5公園着手（～2020年）

拠点公園について、新たに公園をマネジメントするための担い手の発掘や各公園にあった仕組みづくりを検討します。

## ○ 拠点公園の候補

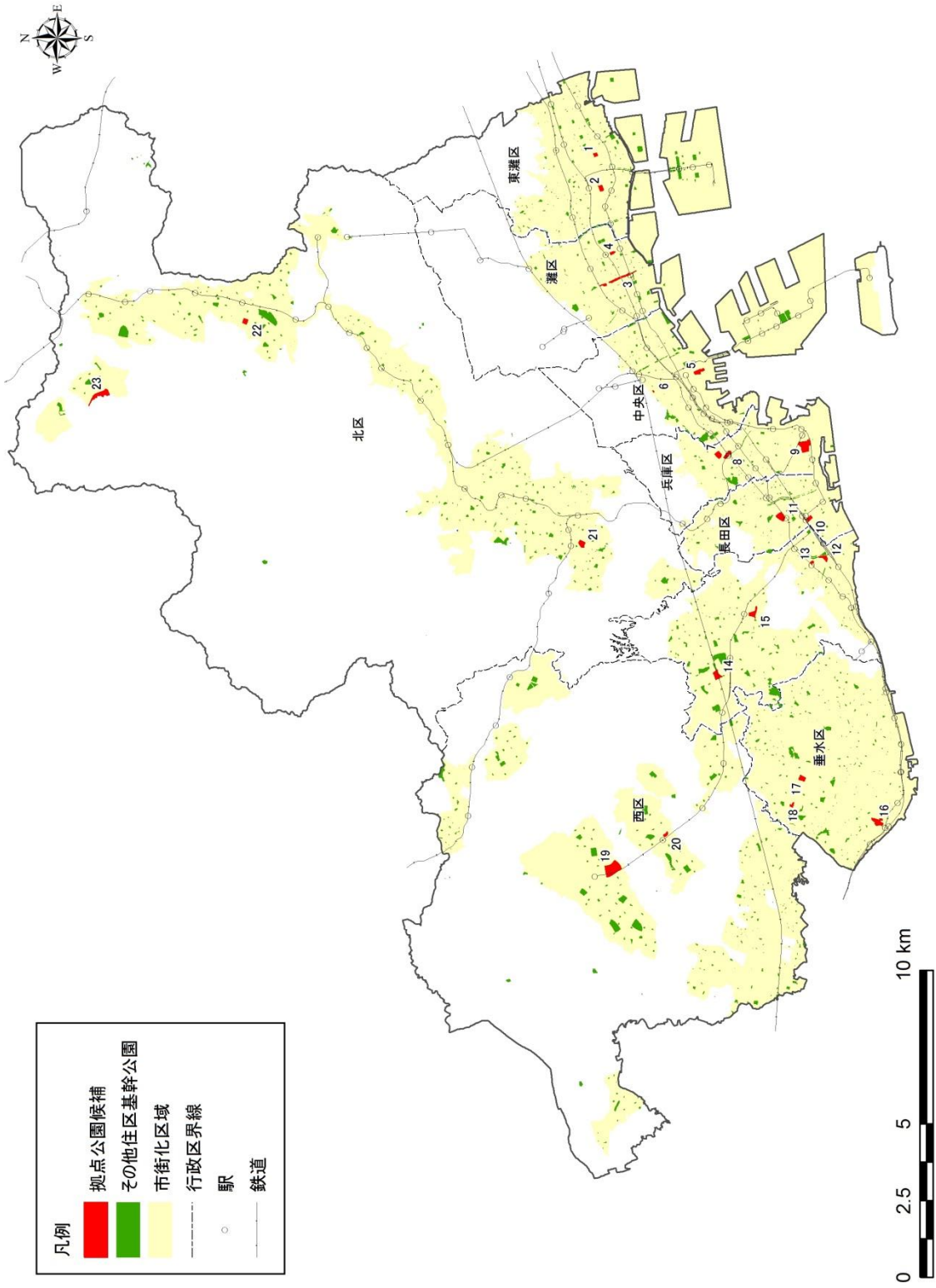
・各公園の立地条件、施設構成等から候補公園を選定します。

立地要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域の中心となる駅に近い</li> <li>・区役所や大規模なショッピングセンター等に近接する</li> <li>・観光地や繁華街などにぎわいのある地域に所在する</li> </ul>
施設要件	・集客イベント、スポーツイベント等に利用可能な広場等がある

## ■ まちのにぎわいを創出する拠点公園の候補

ID	公園名	行政区	所在地	種別	供用面積 (㎡)	特性(立地、施設)	想定される タイプ
1	川井公園	東灘区	魚崎北町2丁目	近隣	10,760	多目的広場	交流
2	住吉公園	東灘区	東灘区住吉宮町3丁目	近隣	20,072	多目的広場	交流
3	都賀川公園	灘区	神ノ木通4丁目ほか	近隣	27,936	区民ホール近、 広場	にぎわい/交 流
4	六甲道南公園	灘区	灘区備後町4丁目ほか	近隣	9,300	駅近・区役所近、 芝生広場	にぎわい/交 流
5	東遊園地	中央区	中央区加納町6丁目	地区	27,042	業務中枢地区、 芝生広場	にぎわい/ シンボル
6	北野町中公園	中央区	中央区北野町3丁目	街区	520	観光地、広場施設(北 野町広場)	シンボル
7	荒田公園	兵庫区	兵庫区荒田町2丁目19	近隣	27,593	駅近・区役所近、 多目的広場	にぎわい/ 交流
8	湊川公園	兵庫区	兵庫区荒田町1丁目ほか	近隣	22,898	駅近・区役所近、 多目的広場	にぎわい/交 流
9	御崎公園	兵庫区	兵庫区御崎町1丁目	地区	91,013	芝生広場ほか (スタジアム)	にぎわい
10	若松公園	長田区	長田区若松町6丁目ほか	近隣	12,160	駅近、多目的広場等 (鉄人広場)	にぎわい/交 流
11	西代公園	長田区	長田区御船通5丁目ほか	地区	34,221	駅近、多目的広場	にぎわい/交 流
12	下中島公園	須磨区	須磨区中島町1丁目	近隣	21,719	区役所近、 多目的広場	交流
13	東須磨公園	須磨区	須磨区堀池町1丁目	街区	5,267	駅近、多目的広場	にぎわい/交 流
14	落合中央公園	須磨区	須磨区中落合3丁目	地区	91,959	駅近、多目的広場	にぎわい/交 流
15	椿谷公園	須磨区	須磨区横尾6丁目	近隣	34,793	駅近・ショッピングセ ンター近、 多目的広場	にぎわい/交 流
16	苔谷公園	垂水区	垂水区舞子台2丁目ほか	近隣	48,000	駅近、多目的広場	にぎわい/交 流
17	本多聞公園	垂水区	垂水区本多聞4丁目	近隣	20,000	住区センター近、 多目的広場	交流
18	多聞台中央公園	垂水区	垂水区多聞台2丁目ほか	近隣	7,083	ショッピングセンター 近、多目的広場	にぎわい/交 流
19	西神中央公園	西区	西区榎谷町長谷	地区	160,854	住区センター近、 芝生広場	交流
20	井吹台中公園	西区	西区井吹台東町2丁目	近隣	10,865	駅近、芝生広場	にぎわい/交 流
21	鈴蘭公園	北区	北区南五葉5丁目	近隣	28,261	多目的広場	交流
22	蒲池公園	北区	北区藤原台中町4丁目	近隣	20,021	ショッピングセンター 近、多目的広場	交流
23	上津公園	北区	北区上津台7丁目	地区	74,500	ショッピングセンター 近、多目的広場	交流

■ 候補公園の位置



## ストックを活用した公園づくり

公園区を基本単位として、地域の社会状況やニーズに応じた公園の機能や配置・計画を見直します。見直しの際には、歩いていける身近な公園の分布、一人当たり公園面積、民有地等のみどり資源を踏まえた公園区単位での充足状況、利用状況等の評価を参考とします。

- 1) 地域の特性に応じた公園機能の充実や簡素化
- 2) まちづくりに関連する事業と連携した公園配置の再編
- 3) 長期未整備公園における都市計画決定の見直し

### <公園の充足状況の考え方(例)>

- ・歩いていける誘致圏（250m）の広がり状況
- ・防災に資する1人当たり面積の確保状況
- ・民有地等の緑の活用可能性の評価

誘致圏外の範囲が広く、1人当たり面積が少ない地域で、民有地等の緑の活用が困難な場合、「充足していない」とみなします

### 1) 地域の特性に応じた公園機能の充実や簡素化

#### ○ 事業目標：20公園/年（～2025年）

公園の機能を地域の特性に応じて取捨選択して、公園の役割を明確化します。その役割に応じて足りない施設の充実や、不要な施設の撤去などを行います。また、近くにある複数の公園で役割を考える際には、公園同士を連携して利用できるように機能を分担します。

例) 子育て世代が使いやすい公園



例) 健康づくりを促す公園



### 2) まちづくりに関連する事業と連携した公園配置の再編

#### ○ 事業目標：3公園区（～2025年）

オールドニュータウンの再編などまちの再編に関連する事業や小学校の統廃合など面的な再整備が行われる事業の機会を捉え、公園の再編を行います。その際には、地域のニーズを踏まえ、公園の整理や統合、再配置を進めます。

### 3) 長期未整備公園における都市計画の見直し

#### ○ 事業目標：47公園（～2021年）

都市計画決定後に長期にわたり未整備となっている公園について、公園の必要性や代替性などを考慮しながら「身近な都市計画公園の見直し方針」を作成します。見直し方針で都市計画を変更することとなった公園については、地域の合意が得られた場所から計画の変更手続きを進めます。

## 市民が主役の公園づくり

地域の人々が主体となり、身近な公園をより使いやすくするために子どもの自由な遊びなどを考える「ローカルルールづくり」や、周辺施設との連携など公園とまちが一体となった管理運営に取り組めます。

- 1) 地域の人々が主体となった、公園のローカルルールづくり
- 2) 公共施設との連携や周辺環境・ニーズに合わせた民間活力の導入

### 1) 地域の人々が中心となった、公園のローカルルールづくり

#### ○ 事業目標：6公園（～2020年）

##### ◆ 地域のコミュニティをつなげるルール

ローカルルールづくりは、地域の人々が主体となって、公園のあり方、使い方を考え、その実現を目指す取り組みです。この取り組みを通じ、地域の人々の要望に合わせて柔軟な対応を可能とすることで、コミュニティの活性化を図ります。

##### ◆ みんなの夢を実現するルール

これまでの公園は、ともすれば禁止事項が多いという印象を持たれていました。そうした制限について必要なものは残しつつ、だれもが自由にいつでも利用できる、公園の本来の役割を再認識し、子どもの自由な遊びを考えるなど、多様な利用につながるルールづくりを目指します。

#### ○事業の進め方

- ・ ルールづくりを進めるに当たり、全市の先導事例となる、「モデル公園」または「モデル公園区」でローカルルールづくりを行います。
- ・ その後、モデルとなったローカルルール作りを参考にしながら、地域の実情やニーズに合わせて事業の推進を図ります。

例) ボール遊びについてのルールづくり



例) 民間事業者の収益事業の導入





## 2) 公共施設との連携や周辺環境・ニーズに合わせた民間活力の導入

### ○ 事業目標：12公園（～2025年）

#### ◆ 公園と周辺施設との連携強化

管理上の配慮をしながら公園の開放性を高め、公園周辺の学校や地域福祉センターなどとの連続性を高めることで、公園の機能を充実させることを検討します。

#### ◆ 多様な連携と施設の柔軟な受け入れ

公園機能や利用者へのサービス向上につながることを前提として、教育・福祉・観光等の他分野との連携や、民間事業者の収益事業導入について、柔軟に対応します。また、保育所などの施設についても、地域のニーズに合わせて受け入れを検討します。これらの事業により収益が確保できれば、公園への還元も検討します。



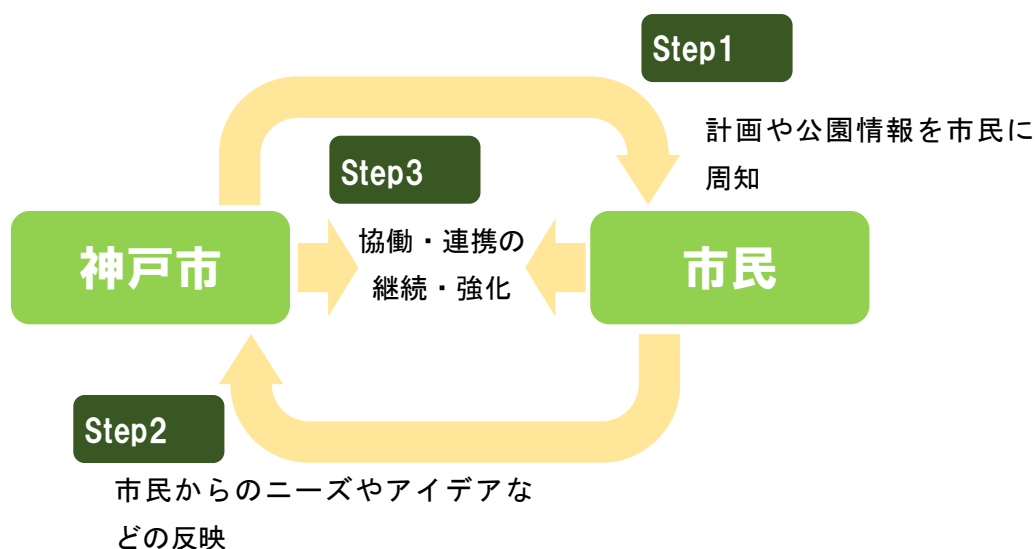
民間事業者による収益事業の導入例（上野恩賜公園）



## 第6章 「KOBEPARKリノベーション」の理解を深めるための広報と発信

神戸の未来を創造する身近な公園の再生を実現するには、市民の参画と協働が不可欠です。そのためには、市民との意識共有を欠かすことはできません。

KOBEPARKリノベーションとその背景になる公園の情報を、わかりやすく市民に公開します。



Step1 神戸市から公園の情報、これからの身近な公園のあり方を積極的に発信し、市民や民間事業者へ周知します。その際、新たな市民参画の取組みや民間事業者の受入れの仕組みについての理解が深まるよう配慮します。

Step2 市民や民間からのニーズやアイデアを受け入れ、対話の機会を充実しながら、行政の様々なルートで幅広く市民等の意見を反映し、多様な担い手の参画につなげていきます。

Step3 実現した市民や民間との協働や連携が形骸化しないよう継続し、さらに良いものにするために強化していきます。

### <情報発信手段>

- ①パブリックコメントの実施
- ②神戸市 HP への掲載
- ③マスコミを活用した周知
- ④広報誌等の活用
- ⑤パンフレット等の作成 など

